

仁淀川町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

仁淀川町交通安全対策会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、仁淀川町では平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「仁淀川町交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、仁淀川町交通安全対策会議を母体とし本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 構成人員

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする本プログラムを策定しました。

- ・町長
- ・教育長
- ・総務課長
- ・各総合支所支所長
- ・産業建設課長
- ・消防団長
- ・小学校長
- ・土佐国道事務所 佐川国道維持出張所
- ・佐川警察署
- ・高知県越知土木事務所
- ・交通安全指導員（各地区2名）

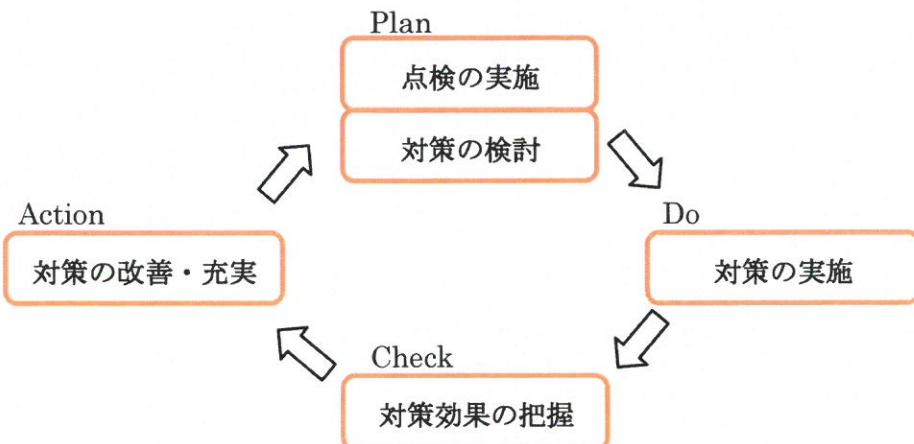
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、安全な通学路のための改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小学校校区を1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、年度当初に危険箇所の把握が必要であることから、春期に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、仁淀川町交通安全対策会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校関係者等より危険箇所の調査を行いその結果を基に構成員による合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、HP等で公表します。

【別添資料】

別添①対策一覧表

別添②対策箇所図